

取扱店舗御中

御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd

【取扱店舗マニュアル】

ご注意ください！

クーポン券使用期間は、

令和7年 7月 1日(火)から

令和7年 12月31日(水)まで

換金請求受付は、

令和7年 7月 1日(火)から

令和8年 1月30日(金)まで

御坊市

【クーポン券見本・店頭掲示ポスター（同封）】

●クーポン券見本

（表紙の見本は同封していません）

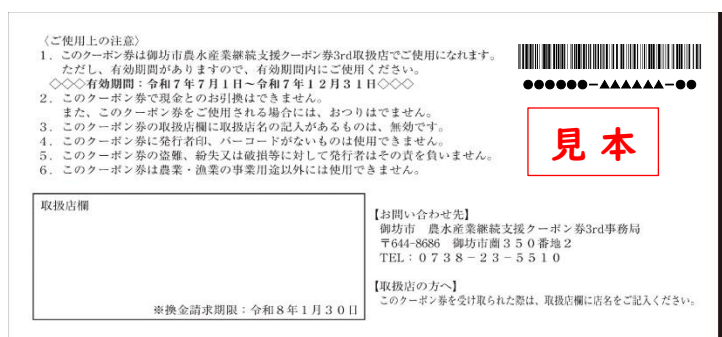
今回は **ピンク色** を
基調にしています



（表面）



（表紙）



（裏面）

●店頭掲示ポスター

（事業周知用）



（取扱店掲示用）



【 換 金 請 求 書（記入例と同封） 】

様式第5号(第11条関係)

御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd換金請求書

年 月 日

御坊市長 様

請求者 郵便番号
住所又は所在地
法人・代表者名
又は個人(事業主)名
電話番号

御坊市農水産業継続支援3rd事業実施要綱第11条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。

1. 請求する店舗情報

登録番号	第 号
店 舗 名	
請求書発行責任者	請求書発行責任者 電話番号
事務担当者	事務担当者 電話番号

2. 請求内容

請求金額	円
内 訳	(1,000円券 × 枚)

3. 添付資料

- (1) 御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd特定事業者登録証明書の写し
- (2) 使用済みの御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd

※注意事項

- 1 使用済みの御坊市農水産業継続支援クーポン券3rdの裏面の「取扱店」欄には、必ず請求者の店舗名を押印いただくか、記入が必要となります。
- 2 令和2年度に実施した御坊市農水産業継続支援事業のクーポン券（クーポン券使用期間：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで）は換金できません。
令和4年度に実施した御坊市農水産業継続支援2nd事業のクーポン券（クーポン券使用期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで）は換金できません。
- 3 請求金額を訂正したものは受付できません。

事務局 処理欄	受 付 印	受付担当者	確 認 印

【クーポン券事業の概要】

名 称	御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d
実 施 主 体	御坊市
発 行 総 額	約 1, 7 5 5 万円 (クーポン券)
発 行 内 容	1 0 0 0 円券×1 0 枚綴 3 冊 3 万円分を 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 交付決定者に配付
配 付 対 象 者	令和 7 年 4 月 1 日時点で御坊市に住所を有し、かつ、 農水産業により事業収入を得ており事業継続の意思のある事業者
使 用 期 間	令和 7 年 7 月 1 日 (火) ～令和 7 年 1 2 月 3 1 日 (水)
クーポン券取扱店	御坊市から「御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d 特定事業者登録証明書」の交付を受けた店舗等

	令和7年6月	令和7年7月～令和8年2月																																													
取扱店	各種書類の配布 ・取扱店舗マニュアル 1 部 ・登録証明書 1 部 ・換金請求書綴り 1 部 (請求書 5 枚 + 記入例) ・クーポン券見本 1 部 ・取扱店一覧表 2 部 ・店頭掲示ポスター 2 部 (事業周知用) ・店頭掲示ポスター 2 部 (取扱店掲示用) ※上記書類に不足が無いか ご確認ください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>【換金請求期限】</th><th>【振込予定日】</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(第 1 回)</td><td>7 月 1 5 日(火)</td><td>→ 7 月 3 1 日(木)</td></tr> <tr><td>(第 2 回)</td><td>7 月 3 1 日(木)</td><td>→ 8 月 1 5 日(金)</td></tr> <tr><td>(第 3 回)</td><td>8 月 1 5 日(金)</td><td>→ 9 月 1 日(月)</td></tr> <tr><td>(第 4 回)</td><td>8 月 2 9 日(金)</td><td>→ 9 月 1 6 日(火)</td></tr> <tr><td>(第 5 回)</td><td>9 月 1 2 日(金)</td><td>→ 9 月 3 0 日(火)</td></tr> <tr><td>(第 6 回)</td><td>9 月 3 0 日(火)</td><td>→ 1 0 月 1 5 日(水)</td></tr> <tr><td>(第 7 回)</td><td>1 0 月 1 5 日(水)</td><td>→ 1 0 月 3 1 日(金)</td></tr> <tr><td>(第 8 回)</td><td>1 0 月 3 1 日(金)</td><td>→ 1 1 月 1 7 日(月)</td></tr> <tr><td>(第 9 回)</td><td>1 1 月 1 4 日(金)</td><td>→ 1 2 月 1 日(月)</td></tr> <tr><td>(第 10 回)</td><td>1 1 月 2 8 日(金)</td><td>→ 1 2 月 1 5 日(月)</td></tr> <tr><td>(第 11 回)</td><td>1 2 月 1 5 日(月)</td><td>→ 1 2 月 2 6 日(金)</td></tr> <tr><td>(第 12 回)</td><td>1 2 月 2 6 日(金)</td><td>→ 1 月 1 5 日(木)</td></tr> <tr><td>(第 13 回)</td><td>1 月 1 5 日(木)</td><td>→ 2 月 2 日(月)</td></tr> <tr><td>(第 14 回)</td><td>最終 1 月 3 0 日(金)</td><td>→ 2 月 1 6 日(月)</td></tr> </tbody> </table> ※換金請求は各回 1 回まで ※最終期限をお忘れなく！		【換金請求期限】	【振込予定日】	(第 1 回)	7 月 1 5 日(火)	→ 7 月 3 1 日(木)	(第 2 回)	7 月 3 1 日(木)	→ 8 月 1 5 日(金)	(第 3 回)	8 月 1 5 日(金)	→ 9 月 1 日(月)	(第 4 回)	8 月 2 9 日(金)	→ 9 月 1 6 日(火)	(第 5 回)	9 月 1 2 日(金)	→ 9 月 3 0 日(火)	(第 6 回)	9 月 3 0 日(火)	→ 1 0 月 1 5 日(水)	(第 7 回)	1 0 月 1 5 日(水)	→ 1 0 月 3 1 日(金)	(第 8 回)	1 0 月 3 1 日(金)	→ 1 1 月 1 7 日(月)	(第 9 回)	1 1 月 1 4 日(金)	→ 1 2 月 1 日(月)	(第 10 回)	1 1 月 2 8 日(金)	→ 1 2 月 1 5 日(月)	(第 11 回)	1 2 月 1 5 日(月)	→ 1 2 月 2 6 日(金)	(第 12 回)	1 2 月 2 6 日(金)	→ 1 月 1 5 日(木)	(第 13 回)	1 月 1 5 日(木)	→ 2 月 2 日(月)	(第 14 回)	最終 1 月 3 0 日(金)	→ 2 月 1 6 日(月)
	【換金請求期限】	【振込予定日】																																													
(第 1 回)	7 月 1 5 日(火)	→ 7 月 3 1 日(木)																																													
(第 2 回)	7 月 3 1 日(木)	→ 8 月 1 5 日(金)																																													
(第 3 回)	8 月 1 5 日(金)	→ 9 月 1 日(月)																																													
(第 4 回)	8 月 2 9 日(金)	→ 9 月 1 6 日(火)																																													
(第 5 回)	9 月 1 2 日(金)	→ 9 月 3 0 日(火)																																													
(第 6 回)	9 月 3 0 日(火)	→ 1 0 月 1 5 日(水)																																													
(第 7 回)	1 0 月 1 5 日(水)	→ 1 0 月 3 1 日(金)																																													
(第 8 回)	1 0 月 3 1 日(金)	→ 1 1 月 1 7 日(月)																																													
(第 9 回)	1 1 月 1 4 日(金)	→ 1 2 月 1 日(月)																																													
(第 10 回)	1 1 月 2 8 日(金)	→ 1 2 月 1 5 日(月)																																													
(第 11 回)	1 2 月 1 5 日(月)	→ 1 2 月 2 6 日(金)																																													
(第 12 回)	1 2 月 2 6 日(金)	→ 1 月 1 5 日(木)																																													
(第 13 回)	1 月 1 5 日(木)	→ 2 月 2 日(月)																																													
(第 14 回)	最終 1 月 3 0 日(金)	→ 2 月 1 6 日(月)																																													
農漁業者	クーポン券の配付 【6 月より順次郵送】	クーポン券使用期間 【令和 7 年 7 月 1 日 (火) ～令和 7 年 1 2 月 3 1 日 (水)】																																													

【 厳守事項 】

取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店に登録されますと、やむを得ない事情等がない限り、途中での脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の使用制限を禁止します。
- (3) クーポン券の使用対象は農業又は漁業の用に供する資材又は燃油等物品の購入のみになります。
- (4) クーポン券を消費に使用せず現金化することや、使用されたクーポン券を再び使用することはできません。
- (5) クーポン券額面に利用が満たない場合は、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 有効期間外のクーポン券は、使用できませんので受け取らないでください。
- (7) 令和2年度に実施の「御坊市農水産業継続支援クーポン券」(有効期限：2021年2月28日)及び令和4年度実施の「御坊市農水産業継続支援クーポン券2nd」(有効期限：2023年2月28日)は、使用・換金できませんので受け取らないでください。



【 取扱店の責務等 】

取扱店の責務等

(1) 使用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。

クーポン券見本をすぐに確認できる場所に備え付け、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券3rd事務局まで報告してください。

(2) クーポン券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名等を押印又は記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

(3) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店において、使用期間中の商品の販売に当たり、顧客から受け取ったクーポン券のみ換金可能です。

(4) 使用者から受け取ったクーポン券の紛失や、盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責とします。

(5) クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められた場合は、自ら解決に努めてください。

(6) クーポン券の取り扱いに関して、御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券3rd事務局からの改善要望等があった場合には、それに従ってください。

**取扱店の皆様がトラブルで困らないために、
円滑な運営にご協力ください。**

【 クーポン券の換金について 】

換金について

【換金請求にかかる受付期間】

令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 3 0 日（金） ※土日祝を除く。

※ 最終期限（令和 8 年 1 月 3 0 日（金））を過ぎての換金には応じられませんのでご注意ください。

【換金方法及び振込日等】

- ◇ 御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局に、換金請求書にクーポン券（裏面の所定欄に取扱店名等を押印又は記入したもの）、登録証明書の写しを添えて提出してください。
- ◇ 請求の日から約 1 5 日後の振込日に、取扱店が指定する口座に、御坊市から振込を行います。
- ◇ 換金手数料は、無料です。

取扱店の取消等

御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d 特定事業者（取扱店）募集要領に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消し、事業者名及び店舗名を公表します。

なお、当該取扱店のクーポン券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。
また、その他損害が発生した際は、その損害も負担していただきます。

クーポン券受け取り時の確認等

クーポン券冊子

クーポン券は、額面 1000 円券が 10 枚綴りの冊子になっています。お客様は、「クーポン券 1 枚ずつ切り離す」または「冊子のまま渡す」ことでお支払いされます。

「冊子のまま」受け取る際には、ご利用額と額面（クーポン券の合計枚数）の照合をお忘れなく。

クーポン券表紙・表面

クーポン券 1 枚 1 枚の表面に不審なところがないか確認してください。



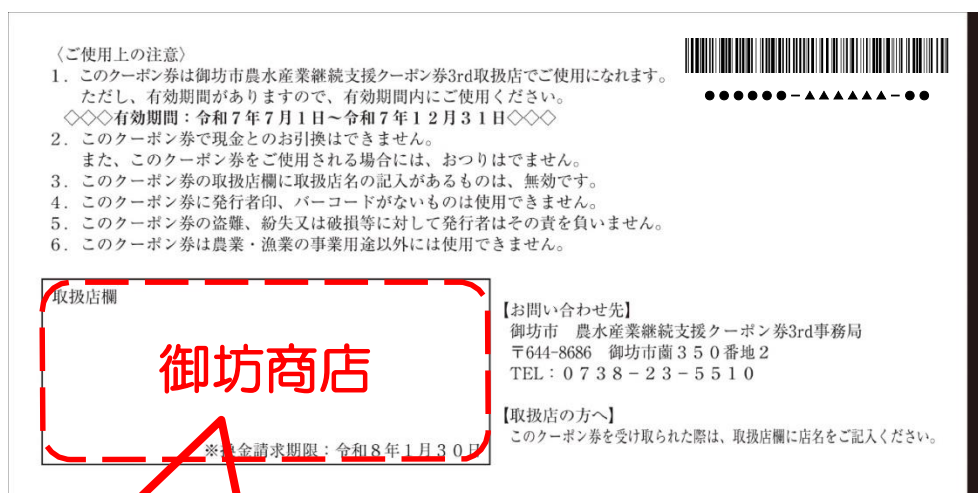
（表紙）



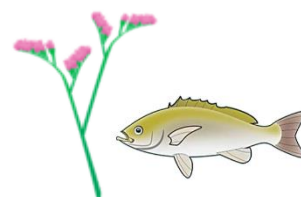
（表面）

クーポン券裏面

再使用等のトラブル防止のために、取扱店使用欄の確認、取り扱いには十分にご注意ください。



- 取扱店欄にすでに押印や記入があるものは無効です。
- 再使用等トラブル防止のため、クーポン券の受け取り後は速やかに、裏面の取扱店欄に取扱店名を記入（または押印）してください。



クーポン券受け取りの流れ

①お会計

- ・お会計時に支払額の提示をします。

②お客様（使用者）がクーポン券使用の意思表示

- ・使用対象外の商品購入・サービス提供への使用は、お断りください。
- ・おつりを出せない旨をお伝えください。

③「クーポン券 1 枚ずつ切り離す」または「冊子のまま渡す」ことでお支払いされます。

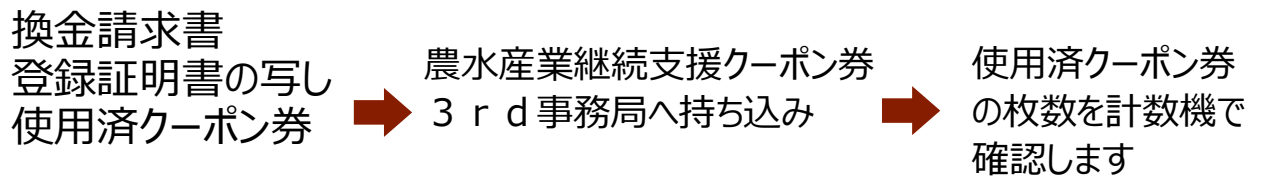
- ・お会計との差額（不足分）は、現金等にて受領してください。
- ・偽造されたものでないかご確認ください。（色合い、紙質など）
- ・万が一、偽造と疑わしい場合は、速やかに御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局へご連絡ください。

④冊子のまま渡された場合は、お客様（使用者）に、1000 円券〇枚切り離すことなどをお伝えください。

- ・お預かりしたクーポン券をお客様（使用者）に確認してもらってください。
- ・冊子のまま受け取る際には、ご利用額と額面（クーポン券の合計枚数）の照合をお忘れなく。

⑤お客様（使用者）に、商品をお渡しください。

③ 「換金請求書」・「特定事業者登録証明書の写し」・「使用済クーポン券の束」を
農水産業継続支援クーポン券 3rd 事務局へ持ち込んでください。



クーポン券は、封筒や段ボール箱などに入れて持ち込んでください。



★換金請求期限と振込予定日について

・各換金請求期限の17時までに、農水産業継続支援クーポン券 3rd 事務局
(市役所3階) まで持ち込まれた使用済クーポン券について、振込予定日に入金いたします。

	換金請求期限	振込予定日
第1回	7月15日 (火) →	7月31日 (木)
第2回	7月31日 (木) →	8月15日 (金)
第3回	8月15日 (金) →	9月 1日 (月)
第4回	8月29日 (金) →	9月16日 (火)
第5回	9月12日 (金) →	9月30日 (火)
第6回	9月30日 (火) →	10月15日 (水)
第7回	10月15日 (水) →	10月31日 (金)
第8回	10月31日 (金) →	11月17日 (月)
第9回	11月14日 (金) →	12月 1日 (月)
第10回	11月28日 (金) →	12月15日 (月)
第11回	12月15日 (月) →	12月26日 (金)
第12回	12月26日 (金) →	1月15日 (木)
第13回	1月15日 (木) →	2月 2日 (月)
第14回	最終 1月30日 (金) →	2月16日 (月)

＜Q&A＞	
Q1	使用期間中に取扱店から外してもらう事は可能ですか？
A1	一旦取扱店に登録されると、特段の事情がない限り、途中での脱退はできません。特段の事情がある場合は、農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局にお問い合わせください。
Q2	おつりを出しても良いですか？
A2	クーポン券の券面額未満の利用でも、おつりは出さないようにお願いします。クーポン券の券面額以上の購入にあたって、不足分は現金等で支払いを受けてください。
Q3	クーポン券の盗難、紛失についての保証はありますか？
A3	クーポン券の盗難、紛失、滅失に対して、発行者は責を負いません。
Q4	換金手数料はかかりますか？
A4	換金手数料は無料です。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局
(御坊市役所 3 階)

〒644-8686 和歌山県御坊市藺 3 5 0 番地 2

電話：0738-23-5510（土日祝を除く 9：00～17：00）